

平成 30 年度府中市障害者等地域自立支援協議会
相談支援部会 最終報告

平成 31 年 1 月 31 日

1 部会員氏名

No	氏 名	選出母体および役職等
1	◎鈴木 卓郎	地域生活支援センタープラザ 施設長
2	○原 郷史	地域生活支援センターふらっと センター長
3	犬飼 知子	特定非営利活動法人ポップシップ 代表理事
4	平良 圭嗣	有限会社やすらぎ やすらぎ 管理者
5	椛島 剛之	障害者当事者
6	河井 文	府中市肢体不自由児者父母の会 会長
7	栗山 恵久子	府中市手をつなぐ親の会 会員
8	野村 忠良	府中市精神障害者を守る家族会 会長
9	古寺 久仁子	東京都立多摩療育園 相談主任技術員
10	山科 美絵	多摩府中保健所 課長代理

◎部会長 ○副部会長

2 平成 30 年度の相談支援部会の検討テーマ

府中市に基幹相談支援センターを設置することを想定して、具体的に必要な機能、運営体制の検討を行う。

府中市における基幹相談支援センターは、①どのような機能を持つべきか、②どのような運営形態で設置されるべきか、以上 2 点を主に議論した。議論の際には、「府中市がこれまでに行ってきた障害者相談支援の体制をふまえて、現状の府中市における課題に即したかたちで基幹相談支援センターを設置する」という視点を取り入れて検討を行った。

3 部会の経過報告

○第 1 回部会：平成 30 年 5 月 28 日（月）10：00～11：30

出席：部会員 7 名、事務局 3 名

平成 30 年 3 月 2 日に実施された国分寺市障害者基幹相談支援センターの視察についての報告が行われた。国分寺市は委託形式で基幹相談支援センターを運営しているため、今回は自治体直営で運営されている基幹相談支援センターの視察を行うことにした。

◎調布市基幹相談支援センター視察会：平成 30 年 6 月 14 日（木）14：00～15：00

参加：部会員 6 名、事務局 6 名

調布市福祉健康部障害福祉課内に設置されている基幹相談支援センターの視察を実施した。調布市では、基幹相談支援センターの役割は市が直接担うべきとの認識が当初よりあり、設置にあたっても委託という選択肢は検討されなかった。基幹相談支援センター単独の業務という枠組みはほとんどの

く、市のケースワーカーたちが基幹相談支援センターの業務を担っているため、障害福祉課のケースワーカー全体の相談能力の強化、専門性の向上が目指されている。

○第2回部会：平成30年8月2日（木）10：00～11：30

出席：部会員7名、事務局3名

調布市基幹相談支援センターの視察について報告が行われた。2ヶ所の視察を終え、基幹相談支援センターを直営と委託それぞれの形態で運営する場合のメリット・デメリットを整理した。今後府中市に設置する際は、今まで府中市が行ってきた相談支援の形態をふまえて基幹相談支援センターの機能と運営形態を決めることが必要ということを確認した。

○第3回部会：平成30年9月20日（木）10：00～11：40

出席：部会員8名、事務局2名、オブザーバー2名（み～な桑田氏、あけぼの高橋氏）

これまでの視察と部会での議論をふまえ、現時点での府中市における基幹相談支援センター設置に必要な点を整理した（中間報告参照）。オブザーバーとして、地域生活支援センターみ～なの桑田氏、地域生活支援センターあけぼの高橋氏にも議論に参加していただいた。

三鷹市基幹相談支援センターの視察を行うことを決めた。

◎三鷹市基幹相談支援センター視察会：平成30年10月29日（月）10：00～11：20

出席：部会員4名、事務局8名

三鷹市は、調布市と同様に市の「直営」での基幹相談支援センターを平成28年度より実施している。三鷹市健康福祉部障がい者支援課に基幹相談支援センターが設置されているが、基幹相談支援センターを担当する職員は専任で3名配置されている。基幹相談支援センターが設置されたことで、障がい者支援課に3名職員が純増された。基幹相談支援センターとしての総合相談業務は、地区担当のケースワーカー・保健師等と連携しながら受けていく。基幹相談支援センターが市民対応の窓口となり、相談の個別目的が見えてきたところで地区担当につなぐという課内連携を重視している。その他、相談支援強化のための研修の実施、指定一般相談支援の給付につなぐ前の地域移行支援、権利擁護・虐待防止の対応、委託による法律相談・ペアレントメンター事業等を基幹相談支援センターの事業として実施している。24時間の相談対応は行っていないため、今後三鷹市として地域生活支援拠点の整備等とあわせて検討課題となっている。

○第4回部会：平成30年11月13日（火）10：00～12：00

出席：部会員9名、事務局5名

三鷹市基幹相談支援センターの視察報告が行われた。これまでの視察と部会での議論をふまえて、部会の最終報告にまとめる「府中市の基幹相談支援センターに必要な機能・運営」の内容を検討した。

○第5回部会：平成31年1月8日（火）10：00～11：30

出席：部会員9名、事務局5名

引き続き、最終報告にまとめる「府中市の基幹相談支援センターに必要な機能・運営」の内容について検討を行った。また、来年度の部会の活動内容について検討した。

4 相談支援部会としての「府中市基幹相談支援センターに必要な機能・運営」のまとめ

I：基幹相談支援センターの運営形態について

これまでに国分寺市、調布市、三鷹市の基幹相談支援センターを視察してきた経緯と、府中市の現行の相談支援体制の状況から、相談支援部会としては、府中市に基幹相談支援センターを設置する際には、以下の条件で実施することが望ましいと提言する。

- 1) 府中市の直営で運営されることが望ましい。
- 2) 基幹相談支援センターに専任の職員を配属することが望ましい。
- 3) 基幹相談支援センターに配属する職員は、必要人数を確保することが望ましい。
- 4) 基幹相談支援センターに配属する職員は、経験を有する専門職であることが望ましい。

なお、視察を行った国分寺市、調布市、三鷹市の基幹相談支援センターのうち、調布市と三鷹市が市直営での運営であった。三鷹市（人口およそ18万7千人）は、課長補佐（保健師）、係長（ケースワーカー）、嘱託員（精神保健福祉士）という専門職3名を基幹相談支援センターに専任配置していた。調布市（人口およそ23万人）は、基幹相談支援センターへの専任配置は行っていないが、障害福祉課への専門職（社会福祉士）の採用と相談支援体制強化のために3名の増員を行っている。

近隣他市の状況を鑑み、府中市においても基幹相談支援センター設置に際して、市の人口規模に応じた必要人員数および専門職の配置が望まれる。

II：基幹相談支援センターの機能について

これまでの部会での議論を踏まえて、相談支援部会としては、府中市の基幹相談支援センターの機能として、以下の4つが最低限必要な機能であり、実施されることが望ましいと提言する。

- ① 総合相談の機能
- ② ネットワーク作り・人材育成の機能
- ③ 権利擁護・虐待防止の機能
- ④ 地域移行・地域定着の促進の機能

① 総合相談の機能について

現在、府中市には障害者相談の窓口として、市役所の障害者福祉課と4ヶ所の地域生活支援センター（あけぼの、み～な、プラザ、ふらっと）があり、市民の相談窓口としての役割と専門的な相談支援を担っている。基幹相談支援センターが府中市に設置された場合、既存の地域生活支援センターと同様に市民の相談窓口としての役割も担うが、それ以上に、既存の相談支援機関を統括する「相談機関の相談先」という位置づけの相談機能を持つことが望ましいと考えられる。特に、既存の相談支援機関だけでは対応しきれない支援の困難な相談について、基幹相談支援センターを中核として、今までよりもスムーズに対応できるよう体制を整えることが望ましいと考える。

たとえば、民間事業者への委託によって運営されている現行の4ヶ所の地域生活支援センターでは、本人や家族の意向が不明のまま、近隣住民や関係機関等からの相談に応じて訪問等の直接的な個別支援を開始するという事は十分できていない。本人・家族の意向や生活状況の詳細が不明なまま周囲から相談がよせられる「支援困難ケース」を把握し、いち早く対応を開始する機能を基幹相談支援センターが担うことで、既存の相談機関に支援困難な方をつなげられる可能性が高まると考えられる。また、支援の際に高齢・子育て・教育・生活困窮等の他分野との連携が必要となるケースや、家族が本人を支えて生活し続けることが困難になっているケースなどにも対応していくことが必要とされる。

基幹相談支援センターには、各相談支援機関から支援困難な事例の情報等が集約され、初動対応の判断を柔軟に行うことが望まれる。基幹相談支援センターが率先して支援困難な相談に対応することで、市民の相談ニーズをより幅広くキャッチし、そこから障害者福祉課内の地区担当ケースワーカー・保健師や、他の相談支援機関に支援をつなげていく役割を担うことが望ましい。

② ネットワーク作り・人材育成の機能について

基幹相談支援センターに期待される役割の一つに、相談支援の人材の育成がある。現在、府中市で実施されている特定相談支援事業所連絡会でのグループワークや、精神保健福祉事例検討会等は障害者福祉課のケースワーカーと保健師が分担して担当している。それを基幹相談支援センターが「人材育成」の機能としてより効果的に組織し、年間を通して計画的な研修スケジュールと組むことが望まれる。

基幹相談支援センターが育成する相談支援の人材として、すぐに解決策が見出せなかったとしても相談に来た方が「相談をしてよかった」と思えるような対応のできる相談員が求められる。府中市内の各相談支援機関に、利用者の気持ちを理解したうえで丁寧に話を聴くことができ、専門性と経験を有しながら相談に来た方に寄り添った対応のできる相談員が配置されるよう、人材育成を行っていくことが望ましい。さらに、相談支援の担い手としてピアカウンセラーの育成も行うことが望ましい。

また、基幹相談支援センターに期待される役割の二つ目に、障害福祉分野を超えた幅広いネットワーク作りがある。それを実現するために、高齢・医療・教育等の様々な連絡会等に出席し、連携を築いていく役割を率先して行うことが望まれる。

③ 権利擁護・虐待防止の機能

基幹相談支援センターは、権利擁護についての市民の相談窓口のひとつとなり、成年後見制度等の利用については、権利擁護センターふちゅう等の専門機関と連携しながら必要な支援を行っていくことが望まれる。また、障害者差別解消にかかわる相談に対応する窓口ともなることが望まれる。

障害者虐待防止について基幹相談支援センターは、府中市障害者虐待防止センターの役割を担い、虐待事案が発生した際に通報を受け即応できる体制を整えておくことが望まれる。

④ 地域移行・地域定着の促進の機能

府中市では、現在5ヶ所の指定一般相談支援事業所が地域移行支援・地域定着支援の給付事業を実施しているが、市民の施設入所者や精神科病院長期入院者の数に対して十分な支援を届けられていない現状がある。基幹相談支援センターは給付事業につながる前の施設入所者・長期入院者の地域移行

ニーズを把握し、対象者をサービスにつなげるためのかかわりが求められる。また、府中市に必要な地域移行支援の体制を築くために、地域移行支援・地域定着支援を担う指定一般相談支援事業所の府中市内での拡大を図り、施設入所者・長期入院者の実態の把握を行うことが望まれる。

☆ 24時間対応の相談支援体制について

相談支援部会では、府中市の基幹相談支援センターで夜間・休日も含めた24時間の相談支援体制を取るものの必要性についても検討した。先述の運営形態の項で、基幹相談支援センターは市直営の体制が望ましいとしたことを前提に、現在の府中市役所の相談受付の体制を考慮すると、今回の基幹相談支援センター設置にあたって当初から24時間対応を行うことは難しいと考えられる。現在は、府中市役所が閉庁しているときは、市民からの相談等の電話は警備室が対応しており、緊急と思われるものに関しては、警備員から障害者福祉課の援護担当主査・精神保健担当主査に連絡が来る体制になっている。このように、障害者福祉課の相談支援を担う職員が直接夜間・休日対応を行う体制にはなっていない。

このような現状を鑑みると、市直営の基幹相談支援センターでの24時間対応は難しいが、障害者の地域生活を支えていくうえで、将来的には、市に24時間対応を行う相談機関が設置されることが望ましいと考える。24時間対応については、府中市で地域生活支援拠点の整備を進めることも含めて、今後もどのように実施するかを具体的に検討し続けていくことが必要である。

5 相談支援部会の今後の活動予定

府中市障害者計画の理念である「障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」に向けて、相談支援機能の充実を図るため、府中市の基幹相談支援センターは早期開設が望まれる。

相談支援部会は平成31年度の活動として、基幹相談支援センター設置を促進するために、市民や各関係機関にむけた講演会の検討や、障害福祉分野以外の幅広い分野との連携を視野に入れた取り組みを実施していく予定である。

以上